

全国頸髄損傷者連絡会・個人情報保護規程

目的

第1条

この規程は、全国頸髄損傷者連絡会が管理する個人情報の扱いを定め、会員及び活動協力者の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報の定義

第2条

個人情報とは、住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレスなど個人が識別できる情報をいう。範囲は会員及び活動協力者で、当会データベースに登録された人とする。

個人情報の収集方法

第3条

当会への入会時、本部、支部の入会申込書に自発的に申告した範囲に限定する。その他の個人情報を収集する場合には、利用目的をあらかじめ告知するものとする。

個人情報の利用目的

第4条

個人情報は以下の目的のために利用することとする。 本人への連絡 機関誌発送・各種催しなどの案内 必要書類の送付 行事の際の行事保険への加入 アンケートなどへの協力

また当該目的以外でも、会員の生活の質（QOL）向上に寄与と思われる場合には、役員会で合議の上、適切に情報を利用することとする。

個人情報の管理・利用

第5条

集めた個人情報は、細心の注意をもって全国頸髄損傷者連絡会・本部役員会で適切に管理し、当該目的の範囲内で取り扱う。管理責任者は事務局長とする。

個人情報の取り扱いを含む業務を外部に委託する際は、個人情報を目的外で利用せず、情報漏えい・流出のないよう、委託先と個人情報保護に関する覚書を交わすこととする。

個人情報の訂正・登録抹消

第6条

収集した個人情報は、提供した本人の申し出に基づき、適切な範囲内において適切な方法で個人情報を開示し、確認、訂正、削除することの求めに応じる。

当会を退会した場合は速やかに情報を削除して、不適切な利用の無い様に努める。

問題が発覚した場合

第7条

法の定めるところに従って速やかに対応する。また個人情報使用の過程において、悪質な問題が発覚した場合は司法に告発することとする。

規程の改正

第8条

本規程の改正、廃棄については、代表者会議の承認を得なければならない。

附則

本規定は2008年7月31日より施行する。